

# 高等教育の修学支援新制度の対象機関等について

## ★機関要件の確認（更新）申請・審査の結果

専門学校の審査結果については以下の通り

	学校数 (R2.4.1) A	Aのうち確認 校数(R2.4.1) B	新規確認 校数	Bのうち確認 取消し校数	要件確認 校数 C	要件確認 割合 C/A
専門学校	2,688 (2,725)	1,689	284	6	1,967 (1,701)	73.2% (62.4%)

(注1) 学校数には募集停止決定済・休校状態を含まない。また、廃校又は統廃合により確認校でなくなる予定の学校も含まない。

(注2) 新設予定の学校については追って確認審査予定。

(注3) 括弧書きは昨年度時点の数値

### 【参考】公表までの経緯・今後のスケジュール

令和2年5月 1日（金） 確認申請書の受理開始

6月30日（火） 確認（更新）申請書の提出期限

9月11日（金） 確認（更新）及び確認の取消し大学等の公表

令和3年3月31日（水） 確認の取消しの効力発生

（確認の取消しの際、本制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者は、取消し後も支援を受けることができる。）

4月 1日（木） 新規確認校の効力発生



## ★専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について

機関要件の確認を受けた専門学校、取消となった学校等において、支援の対象となり得る生徒への適切な対応をお願いします。具体的な内容は令和2年9月14日付事務連絡「専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について」を必ずご確認ください。

### ○誤解を招きかねない情報発信の是正

非対象機関において、確認を受けた学校であるか否かについて誤解を招きかねない情報発信は厳に慎むこと

### ○進学先の変更を希望する生徒に対する配慮

入学希望していた学校が非対象機関であることが判明し、入学を断念した者から、対象機関に対して入学の相談があった際には、追加試験や手続き期間の延長等の柔軟の対応をすること

### ○確認取消となった学校からの転学等を希望する生徒に対する配慮

確認が取り消された学校の生徒で、取消の効力発生日以降、新たに支援を必要とする者が対象機関への転学等を希望する場合に、受け入れにあたって柔軟な対応をすること

